

9月定例会

9月4日から
9月25日まで

23年度決算8件を認定

概要

岩沼市議会の9月定例会(平成24年第6回議会)は9月4日に招集され、22日間の会期で開かれました。

23年度の一般会計歳入歳出など決算8件を認定したほか、条例や本年度一般会計補正予算など16件を可決。教育委員会の委員1名の再任と委員1名の新任を求め、議案はそれぞれ全会一致で同意。人権擁護委員1名の推薦は、適任との意見を付け、意見書は3件提出のうち2件を可決、1件は否決されました。一般質問は10、11、12日の3日間行われ、12名の議員が質問しました。決算審査は13日に特別委員会を設置した後、総務、教育民生、建設産経の3部会に分かれて、4日間に行われ、慎重に審査しました。

会議にかけられ、全会一致で可決しました。また、3部会からこれまでの部会活動の報告がありました。閉会日の25日には、大友健議員の発言に関して懲罰動議が提出されました。本会議において大友健議員から一身上の弁明があり、その後、懲罰特別委員会で協議されました。(詳細は、主な議案に記載しています。)

集団移転先の土地を取得

主な議案

◆議案58号 財産の取得

防災集団移転促進事業用地(三軒茶屋西地区)を取得するもの。

質疑①「今回取得する土地はばらばらである。土地の割り振りほどのようにしたのか」

答弁①「被災者と個別面談し、個人の申し出により決定しました」

質疑②「いつから家を建てることのできるのか」

24日に、岩沼市議会震災復興推進特別委員会が開かれました。建設産経部会から提出のあった「意見書案8号(3ページに記載)の取り扱いを議論し、原文通り本

答弁②「議決されたら、組合と本契約を結びます。その後、組合と市と被災者の三者で相談していきます」

質疑③「新たに集団移転として三軒茶屋西地区を買いたいといった場合、追加可能なのか」

答弁③「10月中旬に集団移転事業の見直しを考えています。それまでにそのような方がいたら、上級官庁の判断を踏まえ対応したいと思えます」

陳謝の懲罰を可決

◆発議案1号 大友健議員に対する懲罰の件

「大友健議員は、9月24日開催の議会運営委員会と同月20日開催の岩沼市議会震災復興推進特別委員会の議事運営を『だましのテクニク』という言葉で表現し、あたかも同委員会の運営が『だまし』であるかのように発言した。これは、真剣に議論を重ねた同委員会に対する侮辱であるとともに無礼な言葉であり、議員としての品位に欠ける発言である。よって、懲罰を要求するもの」

したが、大友健議員は拒否しました。

◆発議案2号 大友健議員に対する懲罰の件

「大友健議員が、発議案1号に係る陳謝文の読み上げを拒否し、議長の命令にそむいたことは、議会の権威をおとしめるものであり、議会を冒瀆(ぼうとく)するものである。よって、懲罰を要求するもの」

再度、懲罰特別委員会を設置し、発議案2号の取り扱いを議論しました。その結果、継続審査となりました。

意見書

◆意見書案5号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」の配備の中止を求める意見書

国民の安全と命を守る立場から、アメリカ政府に対し「MV22オスプレイ」の配備の中止を申し入れるよう国や県に求めるもの。(否決)